

# 所得税と住民税の申告は 2月18日からです

昭和六十三年分所得税の確定申告と住民税の申告は、二月十六日(木)から始まり三月十五日(木)までが申告期限です。期間間近になりますと、大変混雑し、長時間お待ちいただくことになりかねませんので、できるだけ早目に申告を済ませてください。

## ● 所得税

確定申告をしなければならぬ人

- 一、事業を営んでいる人。不動産収入のある人。利子や配当のある人。土地や建物を売った人など、昭和六十三年中の所得金額の合計額が配偶者控除、扶養控除などの所得控除の合計額を超える人。
- 二、サラリーマンの大部分は「年末調整」で納税が完了しますが、給与の年収が一千五百万円を超える人や、給与所得と退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超える人。及び二ヶ所以上から給与(年金受給者含む)を受けている人。

確定申告をすれば税金が還付される人。

- 一、確定申告をしなくともよいサラリーマンでも雑損控除や、
- 二、サラリーマンの大部分は「年末調整」で納税が完了しますが、給与の年収が一千五百万円を超える人や、給与所得と退職所得以外の所得金額の合計額が二十万円を超える人。及び二ヶ所以上から給与(年金受給者含む)を受けている人。

所得税の還付を受けられる納税者は、申告の際にご自身の預金口座番号が必要となります。

## ● 住民税

住民税の申告は、昭和六十三年一月一日から十二月三十一日までの間に、所得(年金受給者含む)のあった人や、生命保険や医療費控除を受けようとする人は「平成元年度分町民税申告のしかた」をよく読んでご自身で計算し、正しい申告をしてください。

なお、住民税の申告書、及び申告のしかたは後日送付いたします。

## ● 申告に必要な書類

確定申告や住民税の申告の際には、印鑑、源泉徴収票、各種領収書、証明書などを所持してください。各申告書は、町民税や、国民健康保険等を計算する基礎資料となるばかりでなく、各種証明事務の資料にもなりますから、該当項目に正しく記入し申告してください。

## 固定資産評価 審査委員の 選任

固定資産評価審査委員として、本町三の佐久間忠一さんが再任されました。

## 医療費控除の 確定申告について

おむつに係る費用の医療費控除の取扱いについては、医師治療を受けている(傷病により)寝たきり状態にある者が使用しているおむつについて、医師が証明書を発行した場合に限り、六十三年分の確定申告ができます。

医療費控除は拾万円以上です。証明書の用紙、細部についてのおたずねは役場保健衛生係、窓口②番へどうぞ。

## 納税相談日の ご利用を

### ご利用を

確定申告の期間中、左記のように「納税相談」が実施されます

のご利用ください。  
〈営業、譲渡、贈与関係者〉  
日時 三月六日(月)  
三月七日(火)  
午前九時三十分～午後四時  
会場 役場二階 研修室  
新津税務署より  
お知らせ  
第2第4土曜日は  
休ませていただきます

## 第2第4土曜日は 休ませていただきます

国の行政機関は、平成元年一月から毎月第2・第4土曜日が休みになります。これに従い、税務署、税務相談室も毎月第2・第4土曜日を休ませていただきます。

確定申告期間中の二月二十五日と三月十一日の土曜日も、税務署は休みとなりますので、申告等は早目にお済ませください。

なお、税務署には休みの日にも利用できる文書収受箱が設置されています。また、申告書等の提出は郵送でも差し支えありません。

「タックスアンサー」は、税務署税務相談室が休みの土曜日にもご利用できます。

一般的な税金に関する質問は、コンピュータが分りやすくお答えする「タックスアンサー」をご利用ください。

個人で申請する場合は、三月中の毎週金曜日の午後には受付ますので、役場で耕作証明願の続きを終えてから新津財務事務所へ申請してください。

## 農業用軽油

### (春耕用)の 免税証を 交付します

### 交付します

農業用軽油の免税証交付は農協と軽油販売店が免税証交付申請の取りまとめをお願いし、一括申請による方法で免税証の交付を行います。

農協、または販売店で取りまとめて共同申請する場合は、二月二十日までとしますので、早目に農協、または販売店へ申請を依頼してください。

個人で申請する場合は、三月中の毎週金曜日の午後には受付ますので、役場で耕作証明願の続きを終えてから新津財務事務所へ申請してください。

## 国保の人間ドック(半額町助成)を 受けまじやう

小須戸町国保では、加入者の健康を守り、促進する目的で、人間ドック(経費半額助成)を実施いたします。進んで受診しましょう。

### 受診対象の条件

昭和六十三年度中に、四十五才から六十才未満年齢にある人で国保加入者であり、国保税滞納世帯でない者  
実施日 検診場所  
三月十四日(火) 白根健生病院  
三月十六日(木)

新津医療センター病院

三月十七日(金)

新潟県労働衛生医学協会

所要時間 役場保健センター玄

関前午前七時半まで集合、帰着

は午後五時頃の予定です。

受診者の負担金

一万四千五百円(受診当日納入していただきます)

申込〆切

二月二十日(月)までに役場

国保係(窓口③番)に申請書が

ありますので、印鑑、保険証を

持参のうえ申請してください。

## 国民健康保険より お願い

お願い

## 異動の手続きを 忘れずに

三月、四月は就職、退職の時期を迎える季節ですが、町民各位におかれましては、社会保険等、または国民健康保険のいずれかに加入しなければならぬことになっております。就職、退職等にもなって保険の異動がありましたら十四日以内に異動(加入、喪失)の手続きを忘れずに行うようお願いいたします。

## 水道事業の現状と課題 (その三)

六、コストの高い水道水  
水道水をつくるにはたくさんのお金がかかります。

川の水を飲めるようにして、

各家庭に給水するには浄水場の

施設設備や水道管の布設工事に

要したお金がたくさんある訳

ですが、本町の場合は水道料金

の収入が年間一億四千万程度の

ため、そのほとんどは借入金で

仕事をしてきました。

そのため昭和六十二年度末に

は借入金の総額が八億五千万円

もあり、一年間に返済する元利

償還金が七千三百万円もある訳

ですから料金収入の五十%を占

めることになりました。

そのほか水道水をつくるには

人件費、動力費や減価償却費を

はじめ、薬品費や修繕費等があ

り、加えて今後とも右錦セメン

ト管の布設工事や施設拡充費

に多くのお金がかかる訳です。

七、厳しい財政事情  
前号にも申し述べましたとお

り水道の財政事情は年々資本費

の増大による借入金の支払利息

や維持管理費が累増し、それに

十三年度末には三年続きの赤字  
決算となり累積赤字は千三百万  
円となる見込みです。

そこで水道事業の健全な運営

確保を図るには水道料金も適正

な原価計算に基づき

一、料金は公平妥当なものであ

ること。

二、適正な原価を基礎とするも

のであること。

三、健全な運営を確保できるも

のであること。

の三つの基本原則

から平成元年度には

料金改定が大きな課

題となっています。

八、料金改定

本町の水道料金は

昭和五十八年四月に

五年間据置きの方針

で改定以来六年を過

ぎようとしておりま

すが幸い昭和六十年

度末には繰越剰余金

が千四百万円計上で

きたことや円高差益

による電力料の引下

とができました。  
しかし平成元年度には三年続

きの赤字克服と新たに消費税導

入に伴うコスト高にも適切に対

処するには二十%程度の料金値

上げが必至の状況であります。

料金の値上げにつきましては

誠に心苦しいものがありますが

今後の老朽管の布設工事や、

漏水防止対策などの住民サービ

スには職員の総力を結集し、一

層の努力をお願い申し上げます

ので何卒事情ご賢察の上、料金

改定の際には特段のご理解とご

協力をお願い申し上げます。

## 心あたたまる ご協力 ありがとうございました

昨年の10月1日から12月31日まで全国一斉に行われました赤い羽根共同募金と、歳末たすけあい募金につきましては、多数の皆様から温かいご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。皆様からお寄せいただきました浄財は、総額2,353,135円となりました。

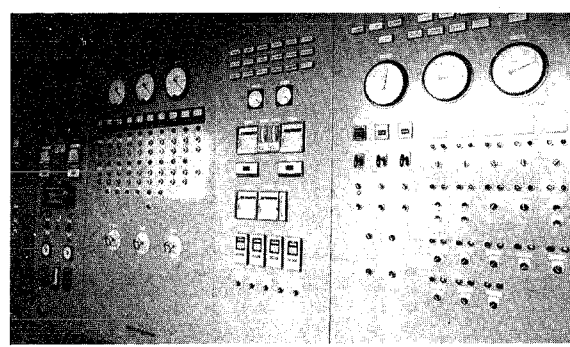
このうち、県内全域の福祉のために513,000円を配分し、募金総額の約80%にあたる1,840,135円が小須戸町社会福祉協議会に配分され、恵まれない方々のために役立てられます。これらの募金活動には、嘱託員の方々をはじめ、仏教会、民生委員、社会福祉協議会など多くのの方々からご協力をいただきました。厚く御礼申し上げます。

●募金内訳

|           |            |
|-----------|------------|
| 戸別募金      | 1,248,011円 |
| 法人募金      | 667,000円   |
| 学校募金      | 56,604円    |
| 歳末たすけあい募金 | 381,520円   |



(矢代田小学校児童会の皆さん)



(浄水場管理室)